

越 監 公 表 第 1 1 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）10月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

○令和2年（2020年）7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
2. 越谷市包括外部監査人	長田 慶洋（公認会計士）
3. 特定の事件（テーマ）名	「子育て支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について」
4. 監査対象課	子ども家庭部 子育て支援課、子ども育成課、青少年課 児童発達支援センター、公立保育所 18ヵ所、学童保育室 48室 児童館 2館（コスモス、ヒマワリ）
5. 監査結果での指摘件数	28件（監査の結果：10件 意見：18件）
6. 指摘事項と講じた措置状況	表のとおり

（1）表中の凡例

- 頁▶【平成30年度 越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

（2）表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 監査の結果 ▶ 包括外部監査の結果を示したもの
- 意見 ▶ 監査の結果に基づいて市の組織及び運営の合理化に資するために添えられた意見

（3）表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改善済 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 改善中 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めている途中のもの
- 検討中 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容について検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容について現状のままとしたもの

※今回、新たに措置を講じた指摘事項には背景色を変えて表しております。

目次

「監査の結果」に対する措置一覧	1
1. 公立保育所（子ども育成課）	1
2. 私立保育所等運営改善費補助金（子ども育成課）	3
8. 学童保育室（青少年課）	4
9. 保育ステーション事業（子ども育成課）	5
13. 児童館（青少年課）	5
14. 固定資産（子ども育成課）	6
「意見」に対する措置一覧	7
1. 公立保育所（子ども育成課）	7
5. 子ども・子育て支援給付費（子ども育成課）	9
6. 病児保育事業（子ども育成課）	9
8. 学童保育室（青少年課）	11
9. 保育ステーション事業（子ども育成課）	13
10. 児童発達支援センター（子育て支援課）	14
11. 障がい児支援事業（子育て支援課）	15
13. 児童館（青少年課）	15
14. 固定資産（子ども育成課）	16
18. 子育て支援事業（子育て支援課）	17
22. 情報公開（福祉指導監査課）	18

「監査の結果」に対する措置一覧

1. 公立保育所（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
1	P29	(3)① 公立保育所の施設別コスト管理	【監の線】 公立保育所における施設間 のコスト比較・検証	各公立保育所による運営の効率化に向けた継続的な努力により、公立保育所全体の運営を効率化できる。公立保育所を効率的に運営するには、公立保育所全体でのコスト管理に加え、施設別のコスト管理も重要である。公共施設マネジメントシステムを活用し、施設間のコストを比較し、検証をするべきである。	公共施設マネジメントシステムのデータに基づき、暦年の修繕経費の割合や累積額などを踏まえたイニシャル面のコスト、人件費や光熱水費等のランニング面のコストについて、経年比較、施設別のコスト管理を行うとともに、施設の維持管理、今後の改修並びに建替えに向けた判断材料とするなど、計画的かつ効率的な施設管理計画等に活用しています。	改善済

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
2	P39	(3)③ 公立保育所の職員状況（配置基準、労働時間管理）	【監査の結果2】 公立保育所職員の時間外労働時間管理	<p>公立保育所の正規職員は、本庁勤務の越谷市職員と同様に、庶務事務システムへの入力によって、時間外勤務時間を含めた出退勤時間の管理がなされているが、出退勤時間を人手によって記録する方法及び上長による確認だけでは、時間記録のミスや改ざんなどが発生するおそれがある。</p> <p>保育士の過重労働問題は全国的に指摘されており、保育士の労働条件は、児童の保育環境に大きく影響することから、タイムカードなどの出退勤時間を記録する機器を導入し、特に時間外労働時間についてはより正確かつ客観的に管理する必要がある。</p>	<p>タイムカードの導入による出退勤時間の管理については、全庁的な職員との兼ね合いなどから、庁内の労務管理等を管轄する総務部等と連携して検討してまいります。</p> <p>保育士の労働環境に配慮するため、所長による管理を継続してまいります。</p>	現状維持
3	P42	(3)⑦ 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【監査の結果3】 備品の現物確認	<p>保育所では、監査委員の定期監査以外では、年に1回固定資産の現物と台帳を照合するルールであるが、照合に不備があり、台帳の記載と現物が一致していない保育所があった。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。</p>	<p>台帳と現物の照合を行うよう指示し、各保育所において棚卸を徹底させています。</p>	改善済

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
4	P43	(3)⑦ 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【監査の結果4】 備品の除却処理	備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。	今後、点検及び台帳照合するなかで、存在しない備品や使用不可等不要な備品がある場合は、資産除却手続きを行ってまいります。	改善済

2. 私立保育所等運営改善費補助金（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
5	P48	(3)① 補助対象経費の実支出額	【監査の結果5】 要綱上での補助対象経費や使途の明確化	私立保育所等運営改善費補助金について、現状では、要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。対象経費の範囲や金額を明確にし、具体的な交付目的や補助金の使途が特定されるように要綱上で記載する必要がある。	要綱において、補助対象経費や使途の明確化に向けた検討をしています。	検討中

8. 学童保育室（青少年課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
6	P89	(3)③ 学童保育室は概ね 40 人以下を一つのグループとされているか	【監査の結果6】 学童保育室の定員	「基準を定める条例」第 10 条第 4 項によれば、「児童の保育については概ね 40 人以下を一つのグループとして保育に当たらなくてはならない。」とされている。市では、一つのグループ（支援の単位）の児童数についても、弾力化定員同様に、児童の出席率を考慮している。平成 29 年度延利用者数の月次平均数をもとにした支援単位 40 人基準を守る対策として、4 つの学童保育室が、パーティションで区切る等の対策をしているが、それ以外はパーティションの仕切はなく、班編成によるのみである。埼玉県放課後児童クラブガイドラインでは、一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーティションで区切るよう努めることが要請されている。「基準を定める条例」第 10 条 4 項 一の支援の単位を構成する児童の数を概ね 40 人以下とするには、壁やパーティションで区切る必要がある。	一つの支援単位が概ね 40 人以下となるように、簡易間仕切りの設置や保育室の整備、転用可能教室の活用を行い、改善を進めてまいります。	改善中

9. 保育ステーション事業（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
7	P97	(3)② 委託料の積算方法が適切であるか	【監査の結果7】 委託料の積算方法	現在の見積書では、委託料の積算項目が妥当なのか確認が困難である。見積書上の委託料は、毎年の予算計上可能額に関わらず、事業で実際に発生する費用項目を積算する方法で算定する必要がある。積算項目と決算書の勘定科目を一致させるなど、委託料の積算方法を検証ができる様式で見積書を受領すべきである。	見積書の様式を、平成 31（令和元）年度予算作成時から、社会福祉法人会計基準に基づいた勘定科目を採用した様式に変更しました。	改善済

13. 児童館（青少年課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
8	P126	(3)① 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【監査の結果8】 備品の現物確認	児童館では、監査委員の定期監査以外では、定期的に固定資産の現物と台帳の照合を行っていない。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的に備品の現物と台帳を照合すべきである。	児童館の備品管理について、1年に1回現物と備品台帳の照合を行ってまいります。	改善済
9	P126	(3)① 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【監査の結果9】 備品の除却処理	備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。	今後、点検及び台帳照合するなかで、存在しない備品や使用不可等不要な備品がある場合は、資産除却手続きを行ってまいります。	改善済

14. 固定資産（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
10	P132	(3)③ 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【監査の経緯】 「備品管理の手引き」における棚卸の記載	現物と台帳が整合しない原因に、全庁的に参照される「備品管理の手引き（平成29年3月17日）」において、備品の棚卸を実施すべき旨の記載がないことが挙げられる。総務省資料「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、台帳上で固定資産を網羅的に管理するためには資産の棚卸が重要である旨が記載されている。この手引きを参考に「備品管理の手引き」でも、棚卸実施について定めるべきである。	「備品管理の手引き（令和元年7月16日改定）」の、第3章：備品の管理1. 保管・整理に、各課所は、年度中、定期的に棚卸と台帳との突合を行うなど、・・・適正な管理をお願いします。との記載がされており、備品の棚卸を実施すべき旨の記載がなされています。	改善済

「意見」に対する措置一覧

1. 公立保育所（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
11	P40	(3)⑤ 公立保育所の施設及び児童の安全管理	【意見1】 建物設備の修繕と老朽化施設建替え計画の検討	財政上の制約はあるが、児童の安全確保の観点から、建物設備定期点検の結果や保育所からの要望に基づく修繕は、漏れなく確実に実行する必要がある。また、老朽化施設については、部分的な修繕だけではなく、施設の建替え計画についても適時適切に検討していく必要がある。	公共施設マネジメントシステムのデータ活用によるコスト比較、検証と併せて、保育所からの施設設備に関する要望等を踏まえ、維持管理及び更新計画を立てています。 なお、老朽化施設の建替えについては、RC造2階建ての保育所（蒲生、大沢第一、中央）を優先して実施していくこととしており、実施に向け調整を行っています。	改善済
12	P40	(3)⑤ 公立保育所の施設及び児童の安全管理	【意見2】 遊具の維持管理における有資格者の活用	現状有効に機能している職員による自己点検を今後も維持しつつも遊具点検に関する専門業者による定期点検の導入を検討することが望ましい。	専門的知見を有する者による点検を順次実施します。	改善済

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
13	P42	(3)⑥ 特別支援保育（障がい等の配慮が必要な子への保育）の実施状況	【意見3】 私立保育園の保育士等による特別支援保育実習	特別支援保育は、その対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況である。様々な取り組みにより私立保育園等での更なる特別支援保育の拡充を図ることが市内の保育ニーズに応えることになる。市内私立保育園の特別支援児受入を増やす方法として、私立保育園の保育士による特別支援保育実習を行っている自治体もある。越谷市においても、私立保育園の保育士等が特別支援保育実習を受けられるよう、公立保育所による支援を検討することが望ましい。	私立保育園等のニーズを踏まえ、実習や研修の機会を設け、これまで以上に公立保育所での経験や知見を活かした支援を行ってまいりたいと考えています。	改善中

5. 子ども・子育て支援給付費（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
14	P65	(3)② 給付費 計算に過誤が生じたときの対応について	【意見4】 子ども・子育て支援給付費の給付先施設へのモニタリング	子ども育成課では、所定の様式による書面の提示により、子ども・子育て支援給付費の支給要件を確認しているが、現地で実際に利用されている書類までは入手していない。シフト表など実務で使用される書類によれば、支給要件を満たしているか実態の確認が可能となる。必要に応じて行っている現場確認の際に、牽制の意味からも、申請のうち一定数について抜き打ちでシフト表などを入手し、支給要件を満たしているか実態を確認することが望ましい。	保育時間中の数時間を抜き出し、時間帯別に保育士配置状況が確認できるように、事業者に対してシフト表等の原本の写しの提出を求めています。 また、施設及び事業所の認可・確認を所管する担当と施設への指導監査を行う部署とも連携し、日々の施設運営に対する指導を行っています。	改善済

6. 病児保育事業（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
15	P69	(3)② 委託料の検証を適切に実施しているか	【意見5】 病児保育室委託先法人の委託料の検証	委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。	令和元年度の委託契約分から、委託先に対して、完了報告と併せて決算書等の書類の提出を求めてまいります。	改善済

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
16	P71	(3)③(ウ) 周辺自治体の病児保育室整備状況	【意見6】病児保育事業の拡充	現状では、市南部のみずべこどもの家保育園内の1か所で、ここを市北部の市民も利用している。極端な量的不足は生じていないと思われるが、北部住の市民にとって利便性は良くない。市内の子育て世帯の利便性向上を図るために具体的な検討が必要である	市域中部以北に2か所目の開設に向け、実施事業者の選定等の準備を進めています。	改善中

8. 学童保育室（青少年課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
17	P87	(3)② 利用児童1人あたりの保育専用スペースが十分に確保されているか	【意見7】 学童保育室の1人あたり面積	1日の平均出席者数によると児童1人あたり面積は全ての学童保育室で基準の1.65㎡を上回っている。しかし、定員ベースによる分析は、1.65㎡以上が11室、1.65㎡未満が37室である。生活空間の広さは学童が学童保育室で過ごす際の快適さに大きく影響する。学童の生活環境の観点からは、今後更なる改善を検討する余地がある。「基準を定める条例」第4条は、放課後児童健全育成事業者に最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを要請している。学童の生活環境をより一層向上させるために、待機児童対策の要請はあるが、可能な範囲で基準定員により運用する学童保育室を増やす取り組みが望まれる。	学童保育室は、毎年施設整備を行っており、整備計画の立案に当たっては、基準定員で保育ニーズを満たす方針としています。 しかしながら、学童保育室のニーズは年々増加傾向にあり、また、学童保育室の利用は通学する学校区に設置した施設に限ることから、保育ニーズに地域差が生じ、待機児童は多く発生しています。そのため、待機児童対策として出席率を考慮した弾力的な運用は必要であると考えています。 ただし、今後も基準定員による運用を行う学童保育室を増やす取り組みは、必要であると認識しております。	改善中

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
18	P91	(3)⑤ 未就学児が学童保育室を利用する際に、従来の保育環境と比べて大きな負担がかかっているか	【意見8】 学童保育室の延長保育	公立保育所では朝の延長保育が午前7時から実施されているが、学童保育室では休校日の開室時間は午前8時からになっている。児童の就学前と後で保護者の勤務形態が変わらないとすれば、利用者にとっては、保育所の延長保育開始時間と学童保育室の開室時間が一致しているほうが利便性は高い。休校日における学童保育室の開室時間を午前7時に近づける変更ができないか検討すべきである。	学校休業日における学童保育室の開室時間の繰上げを求める声が高まっていることから、平成30年度から試行として夏期学校休業期間等の開室時間を午前8時から午前7時30分へ変更しています。 今後は、試行結果等に基づき、学校休業日における学童保育室の開室時間を午前7時30分へ変更することについての検討を進めてまいります。	改善中
19	P91	(3)⑥ 委託先の評価は適切に行われているか	【意見9】 学童保育室委託先法人の委託料の検証	委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、委託先の決算書等を入手し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。	令和元年度の委託契約分から、委託先に対して、完了報告と併せて決算書等の書類の提出を求めてまいります。	改善済

9. 保育ステーション事業（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
20	P96	(3)① 委託先の選定が適切に行われているか	【意見10】 長期にわたる同一事業者との契約における事業者の定期的な検証	<p>保育ステーション事業は長期間にわたり1社の随意契約であるが、適正な質を確保したうえでの長期安定的な運営を考えると、複数年にわたり同一事業者と契約していること自体に問題はない。しかし、同一事業者との契約が長期間にわたると、馴れ合いが生じ、サービス向上やコスト削減が図られない等のデメリットが生じることも一般的に指摘される。</p> <p>そのため、現在の委託先である社会福祉法人が、事業の実施基準に適合しているかを定期的に検証するべきである。</p>	平成31（令和元）年度委託契約の仕様書において、「市で実施するモニタリング測定に協力すること。なお、モニタリングの方法については別途協議すること。」という文言を追加し、検証ができるようにしました。	改善済
21	P98	(3)③ 委託先法人の委託料の検討	【意見11】 保育ステーション委託先法人の委託料の検討	<p>委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。</p>	<p>契約金額の見積書の様式を変更し、社会福祉法人会計基準に基づいた勘定科目を用いたことにより、社会福祉法人決算書等との比較が容易になりました。今後とも、予算作成時には、当該決算報告に基づき検証を行います。</p>	改善済

10. 児童発達支援センター（子育て支援課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
22	P108	(3)② 児童発達支援センターの地域における中核的な療育施設としての役割について検討する	【意見 12】 障がい児保育や療養分野における専門性の地域への還元	障がい児保育の対象児童や保護者のニーズに応えるには、児童や保護者により身近な地域の保育士等による専門知識の向上も重要と考える。児童発達支援センターには地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を通じて得た専門知識が集約されており、地域の中核的な療育施設の役割を担っている。この施設の専門性を一層地域に還元する為に、専門職による保育所等への研修講師派遣等の回数を増やすとともに、対象を拡大することが望まれる。	毎年 11 月に実施しているセンター職員及び公立保育所職員対象のセンター主催の研修について、対象を拡大し民間保育園職員にも周知し参加いただきました。また、学童保育指導員研修会や埼玉県発達障害総合支援センター主催の研修へ職員を講師として積極的に派遣いたしました。さらに、障がい児が通う保育所等に専門職が訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行う、保育所等訪問支援事業の実施に向け関係課と調整する等準備を進めました。	改善済

11. 障がい児支援事業（子育て支援課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
23	P116	(3)③ 給付費増加に対する対応が行われているか	【意見13】 給付費の急増について	現在、国の政策もあり、障がい児支援事業においては、毎年給付費が急増している。平成25年度に比べて平成29年度は、介護給付費が約1.5倍、通所給付費は約2.3倍となっている。予算の制約もあることから、今後は障がい児の個々に応じた適切なサービスについて十分に検討をしていくことが望まれる。	障がい児の施設等が整備され、サービスを必要としている障がい児に対して適切な支援ができるようになり、介護者の負担も軽減されました。サービス利用の認定については、引き続き適正に行ってまいります。また、事業所の指定等が越谷市に移譲されたため、事業所指導に努めてまいります。	現状維持

13. 児童館（青少年課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
24	P125	(3)① 備品を含む固定資産管理は適切であるか	【意見14】 展示品に関する中長期投資計画の策定	維持管理費や修繕費用も相当程度発生することを鑑み、廃棄することも選択肢の一つとして中長期的な投資計画を策定し、検討すべきであると考えます。例えば、展示品の利用度分析やアンケート調査によって展示品の需要を調査し、中長期的な将来計画を策定したうえで、取替更新するか、廃棄すべきか、修理すべきか、経済合理性を検討した上で意思決定することが望ましい。	展示品の取替更新、廃棄等について、今後、中長期的な管理計画を作成することを検討してまいります。	検討中

14. 固定資産（子ども育成課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
25	P131	(3)② 施設の耐震化対策は実施されているか	【意見 15】 12 保育所の耐震診断	昭和 56 年 6 月以前に建設された保育所は、この耐震診断が未実施の状態となっている。公立保育所で昭和 56 年以前に建設された保育所は 12 施設あり、全体の 66.6% 程である。耐震基準を満たしているか確認できていない 12 施設について、早急に耐震性能について確認すべきである。	昭和 56 年以前に建設された保育所については、順次建て替えを行っていく方針であり、RC 造 2 階建ての保育所を優先して実施していくこととして、実施に向け調整を行っています。また、耐震性未確認の 12 施設についても、公共施設等総合管理計画アクションプラン策定後の個別計画の中で耐震化等を順次検討しています。	改善中

18. 子育て支援事業（子育て支援課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
26	P157	(3)③ 業務委託先に対して、適切に事業を評価しているか	【意見 16】 業務委託先に対する適切な事業の評価	<p>市は子育てサロン事業やファミリー・サポート・センター事業の業務委託先について、書面により報告を受けているが、現地調査までは実施していない。</p> <p>業務委託契約約款の第4条には、「発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告することができる。」と規定されている。特段の問題が発生していないため、市による現地調査はなされていない。しかし、随意契約で5年以上業務を委託している業者もあるため、業務が適正に行われているか、現地調査する意義は大きいと考えられる。書面報告のみだと現場の実態を理解できず市民の要望に添った運営を委託先に指示監督できない可能性もある。また、委託先のモニタリングの形骸化を防ぐため、現地調査の実施を検討することが望まれる。</p>	<p>子育てサロン事業やファミリー・サポート・センター事業の業務委託先の現地調査を実施しました。</p> <p>今後も書面報告と合わせて、現地調査を行い適正な運営が行われているか確認を行ってまいります。</p>	改善済

22. 情報公開（福祉指導監査課）

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
27	P166	(1)③ 社会福祉法人計算書類等の市ホームページ上の開示	【意見 17】 社会福祉法人計算書類等に関する情報開示の充実	保育施設の事業内容や財務状況は施設の利用者のみならず、広く市民の関心が高い情報であるが、通常の市民には独立行政法人福祉医療機構のホームページは参照しにくい。市民が参照しやすいように、当該情報へのリンク先をホームページ上に記載している自治体もある。保育所の情報とあわせて、市民が広く目にする機会を増やせるよう、越谷市のホームページに独立行政法人福祉医療機構による社会福祉法人の計算書類等の公表ページへのリンクを掲載することが望ましい。	指摘の趣旨を踏まえ、越谷市ホームページに独立行政法人福祉医療機構の関連ページへのリンクを掲載しました。	改善済

No	頁	記載箇所	項目	内容	措置の内容	措置状況
28	P167	(2)③ 指導監査結果の公表	【意見 18】 指導監査結果と改善状況に係る情報の継続開示と内容の充実	指導監査の結果と指導内容については、保育所を利用している保護者にとっても、保育所を運営する法人にとっても関心の高い情報と思われる。ある保育所の指導監査で指摘された事項は、他の保育所でも起こる可能性があり、その改善状況は他の保育所にとっても事業の改善に役立てるための有用な情報と考えられる。越谷市では、平成 29 年度の集団指導について、主な指摘事項として公表された後、平成 30 年度は開示されていない。市内の保育環境の改善に役立つ指摘事項や指導内容については積極的に開示することが望まれる。指導監査結果と指導内容に関する情報開示を継続するとともに、内容を一層充実させるべきである。	「平成 30 年度 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 実地指導 主な指導事項」を越谷市ホームページに掲載しました。	改善済